

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成18年3月16日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	17 番 野並 享子
18 番 小菅 六雄	19 番 原田 薫
20 番 田中榮太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司

不応招議員

16 番 川口 東洋 24 番 秦 眞治

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉部 次 長	高田 一巳	教 育 部 次 長	高田 利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男	環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	竹内 睦夫

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、21名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員22名、欠席議員2名。欠席議員は第16番、川口東洋君、第24番、秦眞治君であります。

次に、本日の議事日程は、配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番、梶山幾世君、第4番、内田聡史君を指名いたします。

先ほどの出席議員を21名と申し上げましたが、22名に訂正をいたします。

(日程第3)

議長（荒川泰宏君） 日程第3、一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第12号、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） おはようございます。

大きく3点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、障害者自立支援法について質問いたします。昨年10月31日、自民、公明の賛成で自立支援法が成立しました。10万人を超える障害者が全国で集会、デモ、国会前で座り込みをされ、廃案になっていたのが、衆議院選挙で3分の2の議席を確保したことから、一気に強行しました。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課す応益負担のやり方は、憲法25条や福祉の理念に反します。障害者の生存権を保障するためにも、国に対し応益負担の撤回を求めるべきだと考えますが、市長にまず最初に見解を求めたいと思います。

第1点目、負担の軽減問題についてお尋ねいたします。障害者を支援するどころか、自立阻害法です。応能負担から応益負担の1割負担の利用料になり、重度の方ほどサービスを多く受けており、利用料の負担がふえることとなります。ホームヘルプサービスは、生活保護世帯はすべて1割負担となり、一挙に1万5,000円から4万円以上の負担増となります。施設やグループホーム利用者は、食費と居住費が全額自己負担になり、標準額として5万5,000円としており、利用料が払えずサービスが受けられなくなる場合もあります。

また、通所の場合、現在95%の方が無料ですが、平均で月1,000円から1万9,000円へと19倍の値上げとなります。自己負担の上限が設けられていますが、月6万6,000円の障害年金2級の方で1万5,000円の利用料の上限であり、また1級の年金の方は、8万2,750円の収入に対して上限が2万4,000円、収入の2割ぐらゐを払わなければならない、負担の軽減の配慮などと言えるものではありません。しかも、所得を判断するのは、支援費制度では本人、扶養義務者の収入が対象でしたが、自立支援法では同一生計世帯となり、世帯分離をしなければ1割負担となります。

補装具も日常生活を助けるものとして必要ですが、例えば義足の場合は、あるものは100万円ぐらいします。1割負担で10万円になります。上限が設けられますが、償還払いになれば、一旦10万円は払わなくてはなりません。現在は4,000円であります。

このような現状に対して、10月から実施というものもありますが、4月から実施されるものもあり、緊急に負担軽減措置を講じる必要があります。国の上限でも、収入の2割負担では軽減と言えるものではないため、地方自治体が急遽独自の軽減策を出しています。例えば横浜市は、所得の低い障害者の自己負担を全額市が助成することを決めました。京都市も、国基準の負担額の半分を市が負担する軽減措置を実施しています。また、それぞれのサービスの上限額を合算するやり方ではなく、サービスの総合計額の上限を設定し、負担軽減の措置も決めました。野洲市としても、緊急に負担軽減措置を独自に検討すべきですが、見解を求めます。

次に、障害者福祉計画について質問します。自立支援法で2006年度中に策定することが義務付けられました。昨年12月の障害保健福祉関係主管課長会議において、基盤整備に関する基本的な考えとして、まず一番目は、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障する。2つ目が、希望する障害者に日中活動サービスの保障をする。3点目が、グループホーム等の充実で、入所、入院から地域生活への移行の推進を図る。4点目が、福祉施設から一般就労への移行を推進すると掲げられていますが、地域で利用できるサービスが圧倒的に不足しています。

福祉計画について、野洲市として第1期として2008年度までの計画を設定し、その実績を踏まえ、2011年までの2期計画を策定することが計画されていますが、この計画案の策定スケジュールでは、2008年3月に作成の完成となっています。サービスの数値目標を決めるためにも、2年かかっていたのでは間に合いません。策定作業と並行しながら整備を進めなければならないと考えますが、見解を求めます。

2つ目に、子育て支援について質問いたします。人口が減少する事態になりました。国においても対策が講じられようとしています。野洲市においても、若者が結婚し、安心して子どもを生み育てられる環境の整備が求められています。また、昨今、幼児が連れ去られ殺害されたり、悲惨な事件が多発しています。地域ぐるみで子育てをしなければならないと考えます。そのためにも、基盤整備と内容の充実をしなければなりません。

第1点目に、中主幼稚園の預かり保育について質問いたします。昨年の3月議会でも、この問題を取り上げました。来年度予算では、今年度よりもさらに悪い状況となっています。朝8時から夕方6時までの預かり保育を行っており、今年度では3歳児が17人、4歳児が24人、5歳児が32人、73人ぐらいの子どもが保育をされていました。1つの保育園並みの状況です。野洲第2保育園は90人定員で、そのうち3歳児が15人、4歳

児 28 人、5 歳児 23 人、合計 65 人の、3 歳からですね、子どもを保育しています。

定数と保育士の配置内容ですが、定数で言うならば、保育園では四、五歳児では 30 人定員、預かり保育の 5 歳児が 32 人なら 2 クラスにしなければなりません、1 クラスにすし詰めという状況です。また、来年度、3 歳児の預かり保育の希望者が 21 人と聞いていますが、保育園では 3 歳児は 20 人定員であり、預かり保育は 2 クラスにしなければなりません。しかし、教室は 3 歳児、4 歳児、5 歳児の 3 室のみで預かり保育が行われており、来年度は 3 歳児がすし詰め状況となります。

児童家庭課にお尋ねいたします。野洲市において、これまで定数オーバーで保育されたことがあるのかどうか。

保育士の内容ですが、今年はパートによる保育士により預かり保育が行われました。来年は 1 人のパートのみで、あとは午前中の保育園の先生が交代で保育をするということをお聞きしました。324 人の子どもを、13 クラス 13 人の先生と、障害加配の先生 8 人、21 人の先生が保育されています。この 21 人の先生が毎日交代で保育するということになれば、子どもの情緒を不安にさせます。

児童家庭課にお尋ねいたします。保育園において、クラス担任が毎日交代するという状況はこれまであったのかどうか。また、5 時からの延長保育で、野洲第 1 保育園ではどのような体制で保育が行われているのかお尋ねをいたします。

教育委員会にお尋ねします。朝の 8 時から 6 時まで幼い子どもを保育するということは、当然保育園でこれまで培われてきたことをベースにしなければなりません、保育士が毎日交代することを現場の先生が望まれたのでしょうか。また、昨日来から問題になっていますが、教育委員会として、この来年度予算要望で保育士の人数を削減することを挙げられたのか、それとも当局が削ってしまったのか、どちらなのかご答弁をお願いいたします。

学童保育所についてお尋ねいたします。来年度の入所希望者が殺到しています。昨今の凶悪な犯罪を防ぐために、放課後の子どもの安全を求め、学童保育所を選ばれる方も多いと思います。地方自治体は、安全安心を求める市民に応える責任があります。こうした中、北野、中主での増築、野洲の改修、祇王の建設などが行われてきましたが、来年度、北野、野洲、祇王で定員オーバーになるような状況です。

以下の点について質問いたします。

まず、第 1 点目、希望者全員が入所できる体制、場所や指導員の確保ができたのかどうかお尋ねいたします。

第2点目、増築した北野では、トイレの増築を削ったために、トイレでは行列ができる状況です。100人に対して女子便所は2つしかありません。便所の増設が必要ですが、見解を求めます。

3点目、これまで、野洲における指導員の賃金は6時間で支給されてきました。現在は8時間で同じ賃金であり、賃下げとなっています。これは、社会福祉協議会委託になるにあたって、保護者会との約束を果たしていない状況ですが、改善をされるのかどうかお尋ねいたします。

4点目、1カ所の学童保育が100人の規模を超えるという状況は、異年齢集団による子どもの発達を保障する状況ではなく、逆効果になると考えます。児童館の充実を行い、働いていない親の子どもが通えて、学童も兼ねたような施設づくりが必要ではないでしょうか。見解を求めます。

農業問題について質問いたします。昨年10月、農水省は新基本計画の具体化として、経営所得安定対策等大綱を打ち出しました。大綱は、日本農業を危機に追い込んだ政府の責任を棚上げし、国際的孤立を深めているWTO協定を絶対視すると共に、財界の要求にこたえてさらに輸入自由化を押し進め、国際競争力に勝てない農家を切り捨てる冷酷な小泉流構造改革そのものであります。

大綱は、これまでの全農家を対象にした小麦、大豆などの品目ごとの価格保障を全廃し、2007年からは、諸外国との生産格差の是正(げた)と収入変動による影響緩和(ならし)を組み合わせた品目横断的経営安定対策を打ち出しています。しかし、対象は認定農業者が都府県4ヘクタール、北海道10ヘクタール、特定農業団体(集落営農)で20ヘクタールであり、全農家の1割以下、対象となる農地は6割であり、4割は切り捨てるというものであります。多数の農家を農政の対象から排除し、外国から輸入される安い農産物との危険にさらす冷酷なものとなっております。

今、食糧自給率を向上させるために、担い手をふやすことこそ緊急の課題であり、多数の農家を排除することほど逆立ちしたことはありません。大綱は、物を生産する農民がいなくなるほどの打撃を日本の農業にもたらし、過疎を加速させるなど、農村地域社会を崩壊させかねないものであり、絶対に容認することはできません。

また、大綱は、WTOやFTAによって関税を引き下げ、さらに輸入を拡大し、アメリカや中国などの安い輸入価格と競争することが前提です。一切価格保障を否定して品目横断的経営安定対策を実施しても、担い手の経営を維持することはできず、経営安定対策の

名に値しないことは明白です。農業と工業の違いをわきまえず、効率化を唯一の基準にすることほど愚かなことはありません。農業は農地と耕作する農民が存在してこそ成り立つのであり、一度失ったら取り返しがつかない農業の特質を顧みない亡国の農政です。多様な形態の家族経営を価格保障と直接支払いで支える経営安定対策が必要です。

カゴメが巨大なトマト生産工場をつくったり、ワタミが地域の標準小作料の2倍の賃料で優良農地を集めるなど、農外企業の農業参入が相次ぎ、政府は経済特区の一般化や破格の融資制度までつくって推進しています。これらは耕作放棄農地対策を口実に推進されていますが、戦後の農地制度を転換して、大企業が農地を取得できるようにすることを既成事実化するものです。農地はその耕作者自らが所有することを最も適当であると認め、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とするという農地法の第1条の理念を守り、資本による農地支配をさせてはなりません。地方自治体が、安全安心な食糧の確保と治山治水のためにも水田を守る対策が必要です。農業予算の半分以上が土木事業に使われている状況の中、地方自治体のイニシアティブが問われています。

18年度の野洲市農業委員会の建議書が出されています。その中にもありますように、担い手不足や農産物の価格の下落等で農業離れが進み、地域農業の維持、継続が困難とされています。

こうした状況を踏まえ、以下のことを質問いたします。

第1点目、野洲市として農業政策は経営所得安定対策等大綱を基本にされようとしていますが、これでは9割の農家、4割の農地を切り捨てる農業破壊に道を開くこととなります。この点をどのように認識されているのかお尋ねいたします。

第2点目、担い手の育成として、新規就農者や定年帰農者への支援策を検討するべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、農繁期の働き手を確保するため、非農家からの応援、農業八ローワーク制度の創設など、農業を続けたい人を応援すべきだと考えますが、見解を求めます。

4点目、地元の小麦を使ったパンを学校給食に供給していくべきだと考えます。また、学校給食に地元の野菜と加工品を最大限に活用する。そのために契約栽培などを協議すべきですが、見解を求めます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 市長の見解をという一言がございましたので、見解を申し上げます。

立派な法律ができました。しかし、それには応益負担をとっていこうと、こういうことですね。ただし、その応益負担について、1割は取っていこうということなのですが、それに必要な軽減策を8項目に設けてつくったと、こういうことですね。だけど、やっぱり受益負担は受益負担としていただくべきだというのは私の基本的な考えなのですが、しかし、せっかくな法律ができながら、そういう問題を残していくということにつきましては、今後成り行きを見ながら、やっぱりそういうものについては是正もしていかないといけないのではないかと、こんな思いもいたしますので、今後状況を見ながら判断をしたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。

それでは、第1点目の障害者自立支援法に関します2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の負担の軽減の問題についてでございますけれども、この軽減の負担に関して検討すべきではないかというご質問でございますが、この負担軽減につきましては、先ほど市長の方が申し上げましたように、それぞれ所得に応じて利用者の負担の上限を設定した点や、社会福祉法人あるいは個人減免等を行うという、きめ細やかな負担の軽減措置を設けております。したがって、今、野洲市独自の軽減措置をとる点については考えておりません。

それから、2点目の障害福祉計画についてでございますが、この計画は平成18年度中に策定をいたします。ご質問にありましたように、この第1期を平成19年度から20年度までということで制定いたします。まず、この計画には、障害児者が利用しますサービスの種類やサービスの見込み量や確保のための方策について盛り込んでまいります。そのためのニーズ調査は来年度早期に実施をいたします。また、策定にあたりましては、当事者に参加をしていただきました策定委員会を設置いたしまして進めてまいります。したがって、議員ご質問の整備につきましては、障害者が地域の中で安心して暮らしやすい環境整備のための構想を、この策定委員会の中で議論をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） おはようございます。

子育て支援につきましてのご質問にお答えいたします。

中主幼稚園は、幼稚園教育と、保育園機能を有した預かり保育の2本柱で運営しており

ます。また、300人という大規模で、預かり保育実施希望者も現在のところ56名という、以上のようなことから、園長と副園長、教務主任も2名を配置して配慮しているところでございます。

野洲市では、平成17年度に、野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会から野洲市の幼保一元化についての提言がなされました。市の宝である子どもたちを、保護者の就労等の事情で幼稚園、保育園と分け隔てすることなく、同様の保育内容を保障していくことを目指しているところでございます。

中主幼稚園の平成18年度預かり保育希望者は、3歳児21名、4歳児14名、5歳児21名の計56名でございます。預かり保育の定数は90名でございますが、年齢別の定数は設けておりません。預かり保育の子どもたちは、担任が登園から降園まで責任を持って預かります。けれども、預かりをしない子どもの降園時の保護者対応や、教材準備、環境構成も必要でございますので、預かりの担当職員は交代をする必要が出てまいりますが、子どもに負担がかかりませんように工夫したいと思っております。決して預かり担当が毎日交代するようなことのないようにいたします。

それから、配置人数につきましては、予算時点からも幼保一元の方向を踏まえて、担任数と預かりクラス数から判断している数でございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 子育て支援の保育園に係るご質問についてお答えをいたします。

保育園におきましては、定数を超えた保育や、クラス担任が毎日かわったりということはありません。野洲第1保育園の5時からの延長保育ですが、3歳児から5歳児の対応は、6時までは3歳児21名、4歳児25名、5歳児28名を、それぞれ3歳児は2名、四、五歳児は各1名の保育士が対応しております。6時以降、40人程度の子どもがおりますが、順次降園するまで2人の保育士が対応しております。対応する保育士は、担任とフリー保育士、そしてパートの保育士2名がローテーションを組んで対応しております。

続きまして、子育て支援の2点目の学童保育所についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますけれども、平成18年度学童保育所の入所希望者については、平成17年度と比較すると、野洲市内全体で100人弱の増加で申し込みがあり、平成18年度の学童保育の入所につきましては、現在の施設ではすべての入所希望者が入所

することが困難な状況となりました。

そこで、保護者会、運営主体である社会福祉協議会、行政で構成する学童保育所運営協議会で協議を重ねました結果、施設を確保して、できる限りその状況を緩和することで進めていくこととなり、野洲、北野学童保育所においては小学校内の教室等を、祇王学童保育所においては近隣にある野洲土地改良区の事務室を借用し対応することにより、平成17年10月の申し込み時の入所希望者につきましては、全員入所決定をすることができました。

また、指導員の体制につきましては、平成18年度から指定管理者となります野洲市社会福祉協議会に支障のない体制となるよう、協議しているところであります。

第2点目の北野学童保育所増設の設計段階の協議の結果、トイレより台所施設等の設置を考えてほしいとの要望があったため、トイレは施工しませんでした。しかし、入所者が増加していることから、今後、トイレ増設についても検討していく考えであります。

第3点目に、指導員の賃金につきましては、社会福祉協議会の給与体系に基づき支出されているものでありまして、社会福祉協議会の他の職員との均衡もあり、学童保育所の指導員のみ独自の給与の適用は困難であります。社会福祉協議会におきまして、平成19年度からの適用に向けて、すべての職種の職員の給与を見直すように聞いております。

第4点目につきましては、学童保育所のニーズは今後も増加すると予想され、現状の規模や施設では対応できない状況が続くと見込まれます。目下のところ、児童館を含め新たな施設を整備していく考えはありませんが、今後は遊休施設や空き民家等の活用を含め、よりよい放課後児童のあり方について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 続きまして、農業問題についてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の野洲市としての農業政策の認識でございますけれども、現在日本の農業が抱えております緊急の課題といたしまして、農業就業人口の減少、高齢化の進行、後継者の不足、耕作放棄地の増加、人口の減少や食生活の変化による米消費の減少、WTOの農業交渉による世界的な農産物の自由化の流れや他国間でのルールの統一などがあり、今のままの政策を続けておりますと、日本の農業が遠からず崩壊するおそれがあります。また、農業者に対する一律の補助は、負担を行う国民の理解を得ることが難しくなってきました。

おります。

このようなことから、国においては、食糧農業農村基本計画の具体化策といたしまして経営所得安定対策等大綱が決定され、地域農業の担い手への農地の利用集積を促進して、規模を拡大することにより、生産コストを下げ、また収益の上がる農業を育てていこうとされております。また、負担を行う国民の理解を得るため、対象を担い手に限定することとしております。このようなことから、本市といたしましても、国の方針どおり、農業の担い手育成に向けた取り組みに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の担い手の育成といたしまして、新規就農者、定年帰農者への支援策についてでございますが、湖南地域の各市農協、農水省、滋賀県などで組織しております湖南地域農業センターにおきまして、来年度に環境こだわり就農塾の設置を予定しております。これは、新たに農業にチャレンジしようとする方に対し、担い手育成の一環として、環境こだわり農業をはじめ、湖南ならではの農業が実践できる場と、体験交流並びに研究開発の機会を提供し、もって地域農業を担う多様な農業者の育成を目的として計画をしております。

3点目の農業ハローワーク制度の創設につきましては、現在、担い手育成として認定農業者や集落営農組織体制の確立に向けた取り組みを進めておりますので、現時点では考えておりません。

4点目でございますけれども、地元の小麦粉を使ったパンを学校給食にというご質問でございますが、パンは業者と直接契約するものでなく、財団法人学校給食会と納入契約をし、学校給食会は県パン商工組合と製造契約を行っております。材料の小麦粉は学校給食会が各製造業者に割り当てており、地元の小麦粉を地元業者が使用することは現状では不可能な状態であります。現在、県内産小麦は20%を使用されておりますが、学校給食会に対し、使用率を高めるよう要望してまいります。

次に、地元の野菜の最大限の活用と契約栽培についてのご質問でございますが、両センターで、年間約44種類で80トンの野菜を使用しております。最も多く使用するタマネギは、年にすると1万8,000キロですが、1カ月当たりの最少使用量では300キロで、契約栽培するには規模が小さ過ぎると考えています。そのため、できる限り地元産野菜を旬の時期に使用する計画を立て、地産地消に努めております。現在、両センターとも、地元で栽培しておられる野菜に関する使用率では、およそ30%を購入しております。今後とも少しでも多く購入に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

済みません、訂正をさせていただきます。しゅんの野菜をじゅんの野菜と申し上げました。訂正いたします。

議長（荒川泰宏君） 野波議員、よろしいか。野並享子君。

17番（野並享子君） 障害者の自立支援ですが、この自立支援というのは本当に名ばかりです。障害年金、最初に言いましたように、1級の方で月8万2,750円ですね。2級で月6万6,000円。これが障害者の収入なのです。特別障害手当というのをもらっておられる方は月2万6,520円加算されるのですが、これだけの収入の中で、どんどんと負担が1割ということで、上限が設けられているといっても、これが高い上限です。残りで生活をしないといけないというような実態。

私が先日お聞きした方は、70過ぎのお母さん、無年金の方です。40過ぎの息子さんを介護されています。1級のこの8万2,750円と特別障害手当の2万6,520円、これが収入で、2人が食べておられるのです。この中からサービスの負担をせねばならないのですよ。どれだけで食べていったらいいと思うのですか。当初は何とか介助をしたらトイレにも行けた、お風呂にもとにかく何とか手すりをいっぱい付けて入れた。けど、もう今、自力で立てないということで、デイサービスも行っておられますし、入浴サービスも利用されておられます。ショートステイも月1回、1泊2日で利用していたけども、今度はこれが食費と居住費が全額自己負担になるから、もうショートステイは利用できないと言っておられます。入浴サービスも、家でとにかく入れないとしようがないだろうということで、食べていくためにサービスを削らねばならないような事態になっているのです。既になっているのです。

この人はわずかばかりの貯金がありますので、この上限額の2万4,600円というところから、もう一つランクが上がるのです。ですから、3万何がしかですね、もう1ランク上がって。そんな形で、残ったお金でどうやって生活をしていけと言われるのでしょうか。本当に動けなくなったら施設入所しかないのですが、施設に入ったら、5万円ぐらいのお金が要りますね。そんなの、残りのお金で食べていけないのですよ。現実4月からこういう事態になるのです。経過を見ながらとか、状況を見ながら判断するとか、そんな生易しい話ではないのです。既に申請を出しておられて、心配されているのです。どれだけかかるのだろう、何のサービスを削らないとならないのだろうか。それが今、4月から実施される中で、現実起こっているのです。だから、京都や横浜では、この条例が出たときに、同じように、全額市で負担するとか、半額にするとか、サービスのそれぞれの上限を

合わせて合算で下げるとか、同時に出ているのです。野洲の場合は、自立支援のこの条例を出しただけで、手当てが出ていないのです。

市長、そんなのんきに、状況を見極めながら判断するという事態ではありません。急いで条例をつくっていただいて、本当に自立できる体制にしてあげていただきたい。

時間が8分です。障害者のこの点、お願いします。30分では足りないのです。

子育て支援の預かり保育、この問題では、教育委員会が当初から考えた。そして、どうしてそしたら昨日難局だと言われるのですか。自らつくっておいて、何が難局ですか。自らつくっておいたのだったら、自信を持って言ったらいい。ということは、ひどい状況であるということ、現場の方の声を全然聞かずにされたからでしょう、こういう事態になっているのは。机上の論議なのです。それで、私は今、昨日からの議論を聞いていまして、主任が5歳児を1人で担当する。そうすると、常時朝8時から6時までという、労基法違反なのです。これはどういうふうにされるのですか。1人で朝8時から6時なんていうのは、保育園でも時差勤務で、早出の先生、7時半から出たの先生は、終わりは早い。10時に出勤した先生は6時までとか、時差でやっておられるのですよ。私のところの娘に聞いたら、当然、お昼休みは交代でとっていると言っていました。子どもがお昼寝している間、1時間ずれながらも交代をしていると言っていましたよ。民間でもこういうふうな労基法に基づいたことがされているのに、こういうふうなこと、いったいどういう保育をされて、どういう労働条件でされるのですか。

しかも、2クラスに分けるとおっしゃいましたが、3歳、4歳、5歳と3クラスあるわけでしょう。どうされるのですか。2クラスにまとめて朝からという。一貫保育をすることで、私は、預かり保育は預かり保育としてクラスを別にすべきだと思うのです。午前中、短時間、長時間の子をごちゃ混ぜにして、こう分けるから送迎の先生も必要。

けども、保育園並みに、朝8時の時点から6時の子どもまでを、星組とかとんぼ組でも何でもいい、名前を決めて、ずっと預ければ、送迎で先生が煩わされることがないので。そこで保育園並みに交代勤務で行えば、お昼寝の時間も、11時半のお迎えのときと1時半と2時と、3歳児は11時半と1時10分と1時30分、こんな形で、ばらばらの毎日の状況じゃなくて、月曜日からきちっと毎日カリキュラムが組める。保育園並みの保育体制をすべきなのです。

でないと、私が見たように、お昼寝の時期も終わってから、水曜日は1時半になっていますから、1時半まで幼稚園のところに行って、それから戻ってきて、早く寝なさいと言

ったってすぐ寝られませんかよ、そんなの。それで、おやつ時間は決まっている。それなら眠たい子をたたき起こさないといけないというようなね。全くもって子どもの状況に合わせていないのです。

だから、保育園並みの保育体制をといることを言っているのです。もうここまで来ているのですから、本格的に保育園並みの保育体制で、当然保母さんは足りません。何も主任さんが遊んでいるわけではありません。休みの時間に入ったりと、先生がお休みもとられます。また、保育園の状況は、土曜日も保育しますから、保母さんに普通の日で休んでもらわないと週休2日制がとれません。そういう意味では、主任さんが入らなければならないのですよ、当然。それを主任が1つを担当してしまったら、たちまちどうするのですか。人が余っているという状況では私はないと思います。主任は主任の仕事があり、フォローに入らねばならない。園長には園長の仕事がある。そういうような役割をきちっと認めていかないと、体制が組めないと思います。これは人を削るべきではなく、入れるべきです。この問題についてお尋ねをいたします。

農業問題ですが、今おっしゃいましたような状況では、野洲の4割の農地が本当に荒廃してしまうと思うのですが。思いませんか。担い手だけを育成していったら、兼業農家の農地というのは、本当に、やったってどうしようもないという状況になってしまうでしょう。だから、農業を続けたい人が続けられるようにしていかななくてはならないと思うのです。今、環境こだわり農業とかおっしゃいましたね。いろいろとされておられるでしょう、他の県で。茨城のある町では、新規の方には月10万から15万円、市として補助をしているとか、愛媛のあるところでは、青年がしようと思ったら、2年間毎月10万円の保障をしていくとか。

また、この4点目のパンの問題ですが、これも、兵庫県の丹波では加工場をつくって、地元の小麦を使ったパンを加工して給食に使っているとか、今できないとおっしゃいましたけども、やっておられるのです。もっと、地元の農業をどう生かし、守って、発展させていくのかという観点に立って、農業政策、教育分野も含めて一緒にやらないといけないのと違いますか。教育委員会は教育委員会で、その学校給食会と契約しているからとかいうふうな、そんなのではなくて、もっときちとした連携をしていってやらなければならないと思うのです。栽培契約にしても、やっぱりこのところでこれだけ買いますと最初から言っておけば、頑張っつてつくることもできます。よそから買うのではなくて、最大限やっていくということが、私は必要だと思うのです。町内の中で、市内の中でお金を循環

させるというようなことが必要だと思えます。

そういう意味で、タマネギでもできないとか言うのではなくて、小ぢなところでやればいい。大きな大きな、担い手だけを視野に入れてやるのではなくて、どれだけ使うという年間計画さえ立てば、いついつこれだけ納入してくれということでやれば、価格、それだけまたできるでしょう、保障が。ちょっと考えたらどうでしょうか。

時間がないな。嫌になってきた。

ちょっと、よろしく。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、野並議員の障害者自立支援に関する利用料の負担軽減ということで、今事例をお示ししていただきましたが、福祉の場合は、野並議員が事例を示したように、非常に個別性がございます。それで、それぞれのやはり個別の背景のいろんな条件等がございますので、私どもの方としては、それぞれ個別性に合わせたいろいろな相談をしながら、その方が地域の中で安心して生活できるように、それぞれの方策を考えていきたいというふうに思っております。

今回、この制度の中にケアマネ制度が入りましたので、ケアマネは、今回は市の職員が担当いたしますけれども、市の職員の方でそれぞれの相談に応じてやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点は、この制度は、介護保険制度が平成12年に出発をしたときほど完成された制度ではないというふうに私どもも思っております。これからいろいろな場面で議論が当然出てくるというふうに思っておりますので、そういう動向の中で、市としての判断もしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 再質問にお答えしたいと思います。

少し訂正をさせていただきたいのですが、昨日もそう申したと思うのですが、預かりのクラスにつきましては、最高人数、いわゆる定数を90人としておりますときの最高人数で各年齢別に2クラスずつという、できて6クラスという考え方をしているところで、2クラスという説明をさせていただきました。ちょっと誤解があったようなので、その点よろしくをお願いします。

それから、教務主任にも入っていただきますのは午後の預かり保育でということで、朝

からはフリーでございますので、先ほども申しましたように、体制上、教務主任は2人おりますので、かわり合えることも可能でございます。労基法に触れないように、全員体制でかわり合った休みはとっております。

それから、ご指摘のように、この預かりの子ども1クラスというやり方も、方法の中にはあると考えておりますので、そのあたりは現場の意見も踏まえながら、幼稚園の経営の中で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の農業問題の再質問でございますけれども、4割の農地が切り捨てというようなことでおっしゃっていただいているわけですが、逆に、国の施策の経営所得安定対策等大綱、そしてまた、19年度から導入されます品目横断対策で、担い手ということで認定農業者、あるいはまた集落営農組織、そうしたものを立ち上げていただく。その中で、今おっしゃっていただいております兼業農家、あるいはまた女性の方、高齢者の方、そうした方もこの集落営農組織に入らせていただいて、担い手という組織の一員になっていただくことで、この対策に乗っていただけるということでございますので、逆にこの対策に乗っていただけないと、そうした国の助成も今後受けられなくなるという状況になりますので、そこら辺のところ、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 野並議員の給食センターでの野菜あるいは小麦の利用の農家との栽培関係でございますが、給食センターにつきましては、教育長の方からも答弁をしておりますように、できるだけ地元の野菜を使うように努めております。今後新年度におきましては、19年度に新給食センターも開設するような計画から、両方の農家から野菜がどれだけ入ってくるかということで、今後は相互の農家からも野菜の購入を給食センターに取り入れるというような計画をして、そうした予備調査も実施しようとしております。

また、先ほど出ました小麦につきましては、今現在野洲の小麦ではもう少しパンに適していないということですので、農協さん、あるいはまた農政課等の技術者の方も踏まえまして、そういう向上に努めていただいた後、検討していきたいと思っておりますので、その点はお理解いただきたいと思っております。

17番（野並享子君） ちょっと休憩をとってもらえません。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前9時54分 休憩）

（午前9時56分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子君。

17番（野並享子君） 預かり保育の件ですが、3歳児2クラス、4歳児1クラス、5歳児1クラスということになりますと、今現在預かり保育は3つしか教室がございませんが、その中で教室はどういうふうにされるのでしょうか。

それと、今30人いる教師の中で回っていくということをおっしゃいましたが、これまでパート5人で入ってされていた。その4人がなくなるわけですね。そんな形で。

議長（荒川泰宏君） 時間になりましたので、質問を終わります。

17番（野並享子君） それでどうやってやっていけるのですか。ちゃんと、きちっとしたものを示して下さい。

議長（荒川泰宏君） 質問は終わりです。

教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 最後の質問にお答えいたします。

3歳児につきまして2部屋になるというあたりですけれども、3歳につきましては午睡がございますので、その部屋の確保につきましては、絵本の部屋にするなり、ちょっと幼稚園内の施設面で融通をきかせていこうと思います。

以上、お答えとします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第13号、第15番、小島進君。

15番（小島 進君） おはようございます。15番、小島です。

1点の一般質問をさせていただきます。簡単明瞭に行いますので、前向きな回答をよろしくお願いいたします。前は北山ダム整備だけで質問させていただきましたが、今回は治水対策をセットにして質問させていただきます。

一級河川大山川上流、湖南省菩提寺地先にある北山ダムは、南櫻地区、北櫻地区のうち約600反、これは60ヘクタールですけど、重要な農業用水として使用しております。治水利水を兼ねた当北山ダムは、南北櫻農地の水利権のみを有する農業用水源です。前回にも申し上げましたとおり、老朽化が進み、堰堤より一部水漏れが発生している状況です。改修整備が必要です。北櫻区よりも整備の要望が、18年度の要望の中に出ていると思い

ます。

また、治水対策ですけど、近年の異常気象及び北山ダム上流、菩提寺北山地域の住宅開発と、異常な住宅開発がされております。名神高速道路の栗東小牧間の工事に着工、また開通の同時、30年の後半から住宅が開発されております。まず当初はハイウェイサイドタウン、みどりの村、北山台、またイワタニランド、近江台、三上台、いまだに住宅開発はされております。

この状況の中で、これから洪水時期に入るのでですけど、洪水時には、上流の湖南省菩提寺地区ダム周辺の農地、道路、また住宅付近がたびたび冠水するので、ダムの用限度、余水吐の切り下げ要望が湖南省より出ていると思います。この点に関しましては、上流、下流地域が助け合える、話し合いをすれば、治水計画を考えれば、今のダムの水位よりは30ないし40センチの余水吐の切り下げは可能と思います。

そこで、2点について、野洲市としての考えをお伺いいたします。北山ダムの整備計画は、また洪水時の冠水に対する治水対策は。

以上、回答をよろしく願います。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時16分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 小島議員のご質問の北山ダムの整備及び治水対策についてお答えをいたします。

北山ダムの整備計画につきましては、過去に改修に向けての協議がされておりますが、水利権が問題になり、これを解決する方策が見出せないまま現在に至っている状況でございます。この間、余水吐口の改修がされまして、石積みをコンクリートに改修された。そのときに、一部余水吐の拡張がされまして、幾分かの効果はありましたが、抜本的な解決には至っておりません。ご指摘いただきました、治水のために余水吐口の切り下げをすることにつきましては、河川管理者であります甲賀県事務所から水利権の問題解決ができれば協議に応じる旨伺っておりますので、今後、農業用水として利用しておられる地元や県、湖南省等の関係機関と協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小島進君。

15番（小島進君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの中で、北櫻よりも要望が出ていると。北櫻より、平成18年度の要望書という中で、北山ダム整備について、これをちょっと読ませていただきます。

「現在のダムについては、かねてより、ちょうど平成9年だったと思います。岩永国會議員共々現状を把握してもらっておりますが、堰堤より水漏れが発生しており、いつ災害が発生するかもわかりません。したがって、現在のダムを3分の1の大きさとどめ、名神高速道より北櫻寄りに、残りの3分の2のダムの建設をお願いします」という要望が出ております。この3分の1と3分の2、これはここの治水対策のことを考えておられると思います。

そして、この回答が農政課から出ております。

「今回要望いただいております北山ダムの整備ですが、上流の湖南省において洪水時に冠水することから、過去に何度か改修に向けて協議されています。しかしながら、湖南省より水利権の問題を解消する方策の提示がなく、現在に至っている状態です。野洲市として、北櫻、南櫻の皆様の水利権を尊重していきたいと考えています。今後、要望いただいたダム建設も考慮に入れ、協議していきたいと思いますので、北櫻の皆様のご協力をお願いいたします」という回答が出ております。この中で、「過去に何度か改修に向けて協議されています」という回答が出ておりますが、この協議はどことされたのか、いつごろ、何回されたのか、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。地元としては、この協議内容は聞いておりませんので、この回答をよろしく願いいたします。

それと、現状の余水吐の切り下げですけど、先ほど述べさせていただきました、30ないし40センチは可能だと。これは申しました。この余水吐に、可動堰というのか、上げたり下げたりする、こういうことをもっと真剣に両方が、上流、下流のみんなが検討すれば、私はもっと切り下げられると思います。

それと、名神高速道より下流に北櫻地区の貯水ダムというと、これはそんなものできるはずがありません、はっきり言って。貯水池、池を設けたらいいと思います、大山川の上流に。そういうことを真剣になって考えていただいたのか、これもちょっとご回答願います。

この大山川は、八重谷から近江富士団地の下流、野洲川までの約7か8キロの川ですけ

ど、今の北山ダムから下流は本当に曲がりくねった天井川でしたけど、改修していただき、洪水時でも安全な川となっております、直線です。残ったところは近江富士の六区、それからさくら緑地、その上流はさくら墓苑と開発されております。下流というのは本当に安全な川です。ただ、ダムだけがそのままの治水利水を兼ねたダム、もう100年以上になる。明治時代とは聞いておりますが、いつかちょっと私もはっきり年代はわかりませんが、そのようなダムです。ダムだけが一つも改修されておられません。一部石積みの要限度は石が外れて、いろんなタイヤやら流木でたまったから、10年ほど前に改修していただきました。これを下げれば今のダムは何ほでも水を下へ吐いて、下に北櫻の貯水池をつくれれば対応は可能だと思います。そういうことを検討していただきたいと思います。

こうして回答をいただいておりますけど、本当に職員の皆さん方は現場へ行って現状を見ていただいたのか。多分行っておられないと思います。また、行くとしたら、どこから行かれたか。ダムからはその要限度へは行けません。大山川と小山川の合流しておる地点から、北櫻寄りか南櫻寄りから入っていかないといけないと思います。現場を見ていただいたら、いろんな考えが出てくると思います。それで、過去に何度改修に向けての協議があったか、これをご回答願いたいと思います。

それと、「湖南省より水利権の問題を解消する方策」。水利権を解消するという事はできないと思います。水利権はずっと南北櫻が各持っております。正月の2日には、南櫻、北櫻の自治会長が菩提寺へご挨拶に行っております。これも、菩提寺に挨拶に行くといっても旧菩提寺に行っているだけで、今の新興住宅には行っておりません。それと、この回答の中で、「要望をいただきましたダム建設も考慮に入れ」と。今さらここ、ダムができますか。できないのならできないと、そのためには貯水池、水の確保をするためのことも考えるということをはっきり書かれたらいいと思います。できるのだったらやっていただきたい。

それと、今のダム、一応2年に一遍は水を抜いております。これは掃除のためです。上から流木、タイヤ、発泡スチロール、いろんなものが流れてきます。それだけやっぱり上流は開発されておるのです。これは、どこからか指示を受けて水を抜いているのじゃありません。こちらが進んでダムを掃除するために抜いて、ダムの掃除をしております。管理もしております。これが、環境経済部農政課からこういう回答が出ておると。それで、今回、一般質問では、都市建設の道路河川課ですか、北口部長の方から回答をいただきましたが、農政課としてのこの回答に対する見解をもう一度聞かせていただきたいと思います。

これでは地元は納得できません。

都市建設部、また環境経済部の両方から、このダム整備及び治水対策について再度のご回答をよろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ちょっと私の記憶の中のことでお答えを申し上げたいのですが、治水対策という言葉なのですが、この治水対策は、湖南省の方から出ている治水対策じゃないのですかな。

申し上げますと、あそこは名神高速道路が通ったときに、あのダムの一部、堤体を縮小してやったときに、おっしゃるように余水吐は固定堰になっているのですね。固定堰なのです。だから、今で言うと、あそこにあれだけの住宅団地ができて開発が進んだときに、遊水地の役目を持っています。それは湖南省の事情です。遊水地の役目を持つことによって、その固定堰を上げないといけないという問題があるね、水量がたまらないから。ところが、それを上げてもらうと水害のおそれがあるということで、近辺の人がもめていると。

だから、要するに、湖南省からは私に言っていることは、固定堰を可動堰にしてくれと、こういうことを申しておるのですが、私は、それはならないと。あれは治水利水がありますから、固定堰を下げたら水がたまりませんのでね。やっぱり冬の間には水をためていかないといけないと。だから、余水吐をつくるなら、おっしゃるように可動堰を他でつくって、もう少しおっしゃるように30センチ、40センチ下げてつくって、必要なときは閉める、水がふえてきたときはあけるということでもいいじゃないですかということを、湖南省長に申し上げているのですが、それでもいいから地元と話をしてくれと、こういう話なのです。

そこで、もう一つ、北櫻の方にダムをつくれと、これはもう不可能な話なのですが、私は定かではないのですが、あの北山ダムの水利権が北櫻にあるのかないのか、これは私、知りませんけどね。今ではあるようにおっしゃっているのですね。だから、小山川が、本来北櫻の集落の前に流れてあった川を向こうへ迂回させたと。迂回させたときに、小山川の水とその北山ダムの水がまざることになりますね。まざった水を北櫻にもらおうということから、南櫻への用水は北山台、西田井ですか、ずっとそのまま水路が付いていますが、北櫻へ行く道は一旦下へ降りてから、小山川から堰をつくってとっておられるのですね。それが十分でないので、北櫻はサイフォンにしてくれという要求があるのですよ。これは早くからあるのですが。堰堤を越えたところから落ちた水をサイフォンにして、北櫻へ送

ってくれと。だから、小山川の北を通せということですね。

そういう問題を含めて、総体的な改修をしないといけないと、私はそういうふうに思っておるのですわ。だから、そのときに固定堰をどうするか、あるいは利水治水の面から、あそこをどうしていくかということをやっつけていかないといけないけど、農政課からそういう回答が出ているということは、私今初めて聞きましたのでね。ちょっとこれはあまりにも不可能に近いような回答ではないかなと、こんなふうにも思いますので、じっくりともう一度そこを見直して、やっぱりあのダムは利水を、野洲市にとっては利水を考えないといけないダムですから、それを重点的にやっつけていかないといけないと、こんな思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと何かあったら、また。もう、それでいいやろ。

議長（荒川泰宏君） 小島進君。

15番（小島進君） 両方の部署に回答と言ったら、市長が回答されたと。市長も大分勘違いされておられると思います。

最初の質問で、私、600トン、水源。北櫻はあそこから450トン水をとっておるのです。南櫻は150トン。北櫻が多いのです、あのダムの使用は。それも、今とっているのは、ダムから一旦大山川へ放流し、その下でまた板を当てて、またその左岸の方へ持って行って、それで小山川の方は山神さんのあそこへ持って行って、あそこからまたサイフォンで向こうへ、下を抜いて、そして上からずっと水が入っておる。

そして、もう一つ、治水対策。なるほど、土地は湖南省菩提寺地先にあります。ちょっとこんなこと言っていたって、前、全然そういうところ、その洪水時期になれば、直接私の家にも何遍も電話がかかってくるのです。もともと前、生産組合の役員もしていたとき、キーを持っておりました。それで、ダムの樋を抜いてくれ。それは、それぐらい、堰堤をオーバーするぐらい、前は。水というのは、60ミリから100ミリ降ったら、堰堤をオーバーするぐらい水がダムにたまります。そしてまたダムも、そうして名神寄りに、とりあえず植え付け時に間に合う水さえためておけば、後はまたずっと、オーバーしたそこへ。だから、上のダムは3分の1でもいいと思いますが、ダムの水をためるのに、大体1カ月から40日あったら満水になります。それぐらい地下水もあります。水は早くたまります。年配の方は、ちょっと水がたまっていないと心配される状況がありますけど、絶えずダムを見ている者ならよくわかります。あのダムを3分の1にしたら、景観は悪くなりますよ。

そういうことで、治水対策は、湖南省の問題、確かに湖南省かもわからないけど、やは

り野洲市からも、地元がこういうことを言っているのだと、もっと真剣に、協議していく  
じゃなしに、よろしく願いしたいと思います。

それで、先ほど市長が答えていただいた、農政課の方からの回答がないけど、「過去に何  
度か改修に向けて協議された」と、これに返事して下さい。これで3回目だな。もうこれ  
ぐらいにしておきます。ちょっとその回答だけよろしく。大体のことは皆、これで話をさ  
せてもらったと思います。北山ダムというのはそういうダムです。ダムだけが何も改修さ  
れていないと。昔のまま、一部要限度は改修されていますけど。いろんな方法があると思  
います。よろしく願いします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 私の考えが違ったとおっしゃっていただいて、私もちょっと  
反省しないといけないだろうと。それなら、北櫻ダムはどれだけ受水しているのですか。  
だから、北櫻ダムが、花緑公園の下にダムがありますよね。あれが北櫻ダムと。あれは本  
来、小山川の上流にあったダムなのです。あれが北櫻の主のかんがい用水ですやろ。それ  
が、今おっしゃる小山川の付け替えによって、向こうへずっと回っていったのですね。そ  
こで、おっしゃる北山ダムの排水と小山川とが一緒になってしまったから、そこで水がや  
やこしくなったのですが、北櫻に450トン、南櫻の、西田井と違うわ、こっちは何て言  
うのですか、あそこが150トンですやろ。600トン、これは合うのですわ。ところが、  
北櫻の450トンのうち、北櫻ダムがどれだけ賄っているか。150トンと。これは、合  
わない。まあ、よろしいわ。そんなことはよろしいわ。だから、わかりますのでね。要す  
るに、北山ダムの防災をしっかりせよというのか、もっと水をためよというのか。それは  
やっぱり南櫻としては、湖南市長が言われているのは、防災のために水をはきやすいよう  
にしてくれと、こう言われてますのやから。それで、あの固定堰を下げよと、こう言われ  
ているけど、それは下げられないと、こう私は言っています。それなら、下げたら、水が  
たまりませんやん。わかりました。

それなら、ちょっと答えてくれ。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 小島議員の質問でございますけれども、「過去に何度か改  
修に向けての協議をされております」ということで、北櫻の自治会からの要望に対する回  
答をさせてもらっておりますけれども、何度かといいますのは、これは平成12年、大分  
さかのぼりますけれども、6年以上前でございますが、2月と11月に協議がされてあり

ます。

2月の協議のときは、県、その当時水口土木事務所でございますが、水口土木とその当時の甲西町、そして野洲町がそれぞれ協議をさせてもらっております。この協議の中身につきましては、その当時の甲西、野洲両町から改修の要望をしておったのですけれども、それについては今後地元調整、今の水利権、南北櫻のそうしたこともございますし、そこから辺の調整を十分に、今後協議をしながらとっていただきたいというようなことでございます。

また、11月の協議につきましては、南北櫻のそれぞれの区長さん、菩提寺の区長、そしてみどりの村の区長さん、あと水口土木、そして甲西、野洲両町がそれぞれ寄って協議をさせてもらっております。その中身につきましては、水口土木としましては、治水対策としてこういう余水吐の河床切り下げ工事は行えるというようなことですが、ゲートなどの設置による工事をできない。今後、そうしたことも踏まえまして、その当時の甲西、野洲町と継続して協議をしていこうということで、協議がされております。

また、その回答の中、先ほどから出ております「ダム建設も考慮に入れ」ということにつきましては、市長もおっしゃっていただきますように、この回答につきましては、念頭に置きながらという意味での建設の考慮ということだと思いますけれども、ちょっとそこから辺、行き過ぎた回答だったと思います。申しわけございません。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第14号、第21番、林克君。

21番（林 克君） 21番、林克です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

市長は、美しい風土を守るまちづくりの一環として、琵琶湖の水質浄化を図り、シジミ等魚介類の生態系に悪影響を及ぼさないように、あやめ浜再生対策事業を計画されました。この浜には年間多くの観光客が訪れていますが、この事業を実施されれば、より多くの人々が訪れ、琵琶湖の美しさ、その自然を満喫されることと思います。

ところで、このあやめ浜地先に、公共事業用地として先行取得された土地約24ヘクタールが放置されているように聞いております。私は、こういった公共事業のため先行取得され、いまだ事業用として利用されていない土地、いわゆる遊休地をもっと有効利用すべきではないかと考えます。例えば、あやめ地先のこの土地にレンゲ、ヒマワリ、コスモス等を栽培し、オートキャンプ場と一体化した観光スポットなど考えられないか。また、事

業遊休地、あるいは農業施策での減反遊休地にレンゲ、ヒマワリ、コスモス等を植え、施設を楽しみながら市内観光、名所、施設を回るといった、花のネックレス構想といったものが考えられないかお伺いします。

次に、美しい風土を守り育てるまちづくりについてお伺いいたします。昭和53年、本市における中学生による殺傷事件が発生した直後、新聞で、「私は今日までふるさとを誇りにし、新幹線で野洲川を渡ると、お母さんの通った学校が見えると、子どもに指差し自慢話をしていました。しかし、今回の事件で下を向いて通過しております。早く私の野洲町を取り戻して下さい。子どもに誇れるふるさとに磨いて下さい」と投書があったことを鮮明に覚えております。

ところが、本年、新年早々、野洲高校サッカー部が全国高校サッカー選手権大会を制覇し、私たち市民に感動、喜びを与えてくれたことはもちろんのこと、先の投書の方も磨かれたふるさとを誇りに思っておられることと思います。

ところで、市長、施政方針において、野洲川、琵琶湖、三上山、田園などの美しい風土に恵まれた郷土を守り育てると言われておられますが、環境施設以外ではどのようにお考えかお伺いいたします。私も、景観特色のある郷土を生かしながら自然を生かすべきではないかと思いつつ、以前、1,000メートルタワーや三上山の七巻きトロッコとか、いろんなことを提案いたしました。以上、的確なお答えをお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 林議員のまちおこしと観光振興についてご答弁させていただきます。

花のネックレス構想につきましては、広域観光振興の観点からも、来訪者に心のいやしと感動を与えるような花のスポットをふやし、さらに、他市町と連携してルート化すると一層の誘客促進につながると考えますので、今後、ご提案の発想も念頭に置きながら観光振興に努めてまいります。

また、24反の遊休地の活用につきましては、地元自治会等と協議し、有効利用してまいりたいと考えております。

次に、美しい風土を守り育てるまちづくりには、行政だけが施策を行えばよいというわけではなく、市民一人ひとりが我がまちに対する愛情と誇りを持つことが重要と考えますので、市民意識の醸成等がより必要になると考えます。琵琶湖、三上山、田園などを有した本市では、その特色ある風土を生かした活用方策について、観光面でありますと、来訪

者に心のいやしを体感いただけるような観光振興を目指しております。

具体例といたしまして、林議員ご提案のような大胆かつユニークなものではございませんが、例えばこれまで、湖と山などを結んだ500人規模のハイキングや、野洲駅発着の自然施設や特産店などを結んだぐるっとバスの運行などソフト事業を、市観光物産協会や障害者、ボランティア観光ガイド協会、地域のまちづくり団体等と連携して実施してまいりました。

市といたしましては、地道ではありますが、このような事業で、市民にはおもてなしの醸成を図っていただき、来訪者には湖、山、田園などを結んだ自然や名産品、野菜や物産販売施設などを紹介して、本市の魅力をPRすると共に、1人でも多くのリピーターができるように努めてまいりたいと考えております。

以上ご答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。市観光物産協会や商業者というところを障害者と言いましたので、ご訂正をさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 林克君。

21番（林 克君） 将来、いわゆる未来都市、ほほえみ、ときめきのまちというようなことで、美しい郷土を守ってやるといつも市長が言われておりますが、私たちの住んでいるところは自然に恵まれた、本当に自分でも誇れるようなまちに住んでいると思っております。

昨日も、豊政会の中で田中君が言われていました。守山の菜の花畑に行ってきました。これの10倍の用地が、今先ほど言われている遊休地、管理に120万とか使われているそうですが、それだけあったらおれでもちゃんと花を植えてやりますよと、田中君はしゃべっていましたが。そういったことで、皆がちょっと知恵を入れたら、ものすごくすばらしいことができるんじゃないかなと思っております。

ちょうど野洲川のせせらぎで子どもたちが魚をつかんでやれるような場所とか、今、日野川改修もやっておりますし、大篠原では8億とかいってすばらしい資産を入れていただいて、散策路が今年の11月にできて、助役さんも完成式に来られておりまして、皆さんもご承知だと思いますが、そういった環境を、もっと教育の面で子どもたちに馴染んでもらえるような場ができないか。また、私もこの議場に来るのに、新上屋を通っておりますと、図書館の周囲に本当に荒れた遊休地があるわけですが、新幹線からも琵琶湖線からもよく見える、本当に野洲市の先端基地といいますか、図書館のぐるりに雑草として自然が

生えているとはいうものの、そういったところでいろんな花なんかを栽培できたら、両方からこの野洲市を通られる日本の観客から見て、ああ、何となくと言われるような、夢を持てるような地域に私たちが住んでいるというようなことで、そういったことを、もっと身近な、金が要らないみんなの知恵で磨けるような郷土ができるんじゃないかというようなことを自分は思うわけですけど、皆さん方のお知恵ですばらしい地域おこしがやれたらありがたいなと思いますけど。

先日も、今の野洲高校が全国制覇というようなことで、野洲商工会の青年部の方がいろいろ地域おこしということで集まった中で、信楽から講師として来ておられる方が、篠原焼の粘土についていろいろ勉強されておる中で、篠原の粘土を使って、今の高校全国制覇したのに何かそういうヒントなものがないかというようなことを聞いて、地元の者は何も考えていないそういうところに、新しく指導者の方からそんな話が出て、そうだなというようなときに、私も耳にし、たまたまこの祝勝会の19日でしたか、自分ところの地元の西郡さん、学童保育や篠原小学校の生徒なんかがつくったやつをコミセンで展示され、自分らがつくった子どもたちの作品を展示されているのに、そこへ来られておまして、そこで何か青年部でそんな話があって、つくれないかなというようなことで、西郡さんとコンタクトをとれないだろうかというような話やったのが、ちょうどいい機会でお会いさせてもらった。何かそういうことをまた協力してやってもらえませんかと言ったら、いや、うちはあんどんみたいなことをやっているのだけど、サッカーの球であんどんができないだろうかというような話がありまして、ぜひとも、できるのだったら青年部のために協力してやって下さいというようなことを言っていましたら、たまたま、やるのだったら選手のサインを入れたいということで、電話を高校へかけられたら、この3月1日の卒業式に、青木君やら、試合後東京へ行っている者も帰ってくるということで、それまでに半乾きまで完成しないといけないというので、気張ってやって、やっと1日に書いてもらいましたと言って、ここに写真なんか、ちょっとその場で撮ったわけがあるんですけど、今の市長にもサインを入れていただきましたと。まだ焼き上がっておりません。完成したら、まだ割れるかもわからないから、あまり大きいところでは言わないで下さいということですけど、こんなところで言っているとしかられるかもしれませんが。

そういったことで、先ほども言われた、一般市民の方からも、何か起爆剤に残して自分のふるさとを磨き上げたいというようなことに、青年部にせよ今の西郡さんにせよ、いろんな方、また、市長や選手、監督、全部の方がタイミングよく力を注いでいただいている、

これができたらまた市長室に飾らせてもらいたいというようなことを言っていましたけど、ぜひともそういうときには報道関係を入れて、そういったことをPRをかけて、郷土のPRにやってもらえたらありがたいなと思っております。

そういったことで、今の観光を担当されている方、また学校教育をされている方、本当にそういった気持ちで取り組んでいただくというためにも、何か学校でこういうような企画をしているとか、いろいろ市内の小学校は、私も再々入れてもらおうと、特別に、前回は鈴木君が言われていましたけど、100周年のときにかまを寄附されたということで、そのかまを使っていろいろと小学校の生徒が茶道とかそういったものを勉強するのに、お茶碗を落としてはいけないからひざを付いて持って見るのだとか、そういうようなことを勉強されているのを、私も、今日は授業をビデオでとっていますのや、林さん、見て下さいとって見させてもらったのが、そのときもNHKが取材に来て、ユニークな活動をしているというので、全国版で流したら大変好評でというようなことを聞いておりました。

そういった地元の土を、地元みんなの記念で買ったかまで地域の子どもが勉強し、この野洲市の子どもたちも勉強し、そういったことを琵琶湖からも三上山からも自然の川からもそういう資材に使っていただければありがたいと、そういうような気持ちを、教育長とか観光にさわっていらっしゃる方の今の思いをぜひとも聞かせていただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 林議員の再質問でございますけれども、あやめ地先の24反の遊休地でございますけれども、確かに林議員がおっしゃいますように、近くの第一なぎさ公園、あるいはまたバラハーブ園、また芦刈園、守山ではこうしたところに花を植えられて、観光客が一年中通じてお見えになっておられるということは承知をいたしております。そうしたことから、先ほどおっしゃいました現在の市の遊休地24反でございますが、花などを植えまして有効活用することで、周囲の景観と共に、また来訪者がお見えになられ、観光物産振興が図れる区域というふうに考えております。

そうしたことから、今後、ご提案いただきましたことにつきましても検討をさせていただきますというふうに思います。

また、辻町の休耕田、そうしたところを利用して花を植え、花のネックレス構想、そうしたことにつきましても、ご提案を今回いただきましたので、今後検討を進めてまいりた

いというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） お静かに。

環境経済部長（米澤 博君） 失礼しました。あやめ地先と申しましたけれども、吉川地先の24反でございます。訂正させていただきます。

議長（荒川泰宏君） 林克君。

21番（林 克君） 何か今までしゃべらせてもらったやつが参考になればありがたいと思っております。

今の吉川地先、そこにしても、今言われていますように、施設が建つまで有効利用をやっていただく。琵琶湖大橋から5分でそこに来られるわけですし、あそこを管理してもらっている井狩さんにも先日もしゃべらせてもらったら、人もどんどん多くなってきておりますというようなことで、そうだけど、割と金を使ってくれませんと。4人家族で8,000円ぐらい、1泊で1万5,000円ぐらいとか、本当に湖内のレジャーは金を使わないそういうレジャーで来るから、そういったことをやれるのだったら、うちも本気になって夏にでも一部花を植えてみたいな、そんな企画もしたいから、またいろいろその関係者にもしゃべって下さいというようなことでしたので、一つ協力の方もよろしくお願ひしたいと思います。

そういったことで、野洲市の湖の玄関として、今まであやめ浜、私たちもよく若いとき行きましたが、その時分は大変にぎやかに活気があったようにも思います。はり丸がとまるとか、そのくいももう抜かれて何ですけど、権利は残していますというような話は聞いておりましたけど。

先ほども休憩前に、後ろに竹内さんが傍聴に来ておりますが、林さん、あんたが全体的に言っているけど、近くの人が野洲の商工会というのはどこにありますのだと聞かれて、私も困るぐらいさびしないというような感じで、もっとちゃんとそういう点も力を入れてやれと後ろから言われたような気がします。

そういったことを踏まえて、商工会の方は本当に気張って本気になってこの野洲市を支えていただくようお願いして、終わります。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第15号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） どうも皆さん、13番、田中孝嗣でございます。議長のお許しを得ましたので、私は遊休施設の利用とフルセットの見直しについて一般質問をしたいと

思います。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

一 昨年 の 10 月 合 併 を し、多 くの 施 設 が、統 合 な ど に よ り 利 用 さ れ る 遊 休 施 設 と し て 眠 っ た ま ま で あ り ま す。使 わ れ て い る 場 合 で も、無 目 的 に 利 用 さ れ、極 端 な 場 合 は 物 置 と し て 利 用 さ れ て い る。再 活 性 さ れ ず、本 当 に 残 念 で す。今 年 度 も 給 食 セ ン タ ー、兵 主 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー、障 害 者 ス ポ ー ツ 施 設 な ど の 建 設 が 予 定 さ れ、す べ て を 既 存 施 設 や 遊 休 施 設 の 利 用 で は な く、新 築 で の 事 業 推 進 の 予 定 で あ り ま す。こ の こ と で ま す ま す 遊 休 施 設 が ふ え、再 利 用 さ れ ず に 眠 っ て し ま う 施 設 が 増 加 し ま す。そ の 使 用 方 法 を ど の よ う に す る の か、住 民 ニ ー ズ に 合 っ た 使 用 が で き る の か、今 後 の ま ち づ く り に は 大 切 な こ と で あ り ま す。

ま ず、遊 休 施 設 と い え ば、例 え ば、分 庁 舎 に あ り ま す 旧 中 主 町 の 議 場 も そ の 1 つ で あ り ま す。議 場 に 関 し ま し て は、旧 中 主 町 時 代、大 切 な 議 案 を 決 め さ せ て き た 歴 史 あ る 場 所 で あ る に も か か わ ら ず、合 併 以 来、文 化 財 保 護 の 物 置 が わ り に な り、足 の 踏 み 場 も な い 散 ら か り 放 題 で あ り ま す。旧 中 主 町 の 輝 か し い 歴 史 や 先 輩 の 努 力 ま で が 土 足 で 踏 み に じ ら れ て い る よ う な 気 が し て お り ま し た が、市 長 や 助 役 の お か げ で、最 近 本 当 に き れ い に そ の 議 場 も 片 づ け て い た だ き ま し た。本 当 に ど う も あ り が と う ご ざ い ま し た。

そ の こ と は お ろ し て、こ の 施 設 を き れ い に し て い た だ き ま し た。そ の 場 所 で 私 の 思 い は、私 た ち の 子 ども 時 代 に は 日 曜 学 校 が あ り、今 思 え ば そ こ で し つ け や 礼 儀、そ ん な 心 の 教 育 を し て い た だ き、そ れ が 大 人 に な っ て も 大 変 役 に 立 っ た よ う に 思 わ れ ま す。し か し、子 ども た ち や 大 人 が 忙 し く な り、そ れ が い つ の 間 に か、そ ん な こ と を さ れ て い る と い う 話 も 聞 か な く な り ま し た が、今、心 の 教 育 や 道 徳 全 体 が や か ま し く 言 わ れ て い る 中 で、私 は、そ の 議 場 を 使 っ て 心 の 教 育 な ど で き な い か、老 人 会 や い ろ ん な す ば ら し い 組 織 に 委 託 を し な が ら、子 ども を 育 て る こ と も 必 要 で は な い か と 思 っ て お り ま す。こ れ は 私 の 思 い で あ り ま す の で、ど う か そ の 思 い も 酌 ん で い た だ き ま す こ と を お 願 い す る と 共 に、今 後、い ろ ん な 遊 休 施 設 を ど の よ う に 再 利 用 さ れ る の か、地 元 の 意 見 を 聞 き な が ら、地 元 や い ろ ん な 方 々 に 入 っ て い た だ き 検 討 委 員 会 な ど を 立 ち 上 げ ら れ る の か、そ の 点 も お 答 え を い た だ き た い と 思 い ま す。

次 に、情 報 化 の 進 展 と 交 通 手 段 の 発 展 を 行 政 施 策 の 推 進 に 利 用 す る 時 代 が 来 て い る の で は な い か。パ ソ コ ン や イ ン タ ー ネ ッ ト の 普 及 は 市 役 所 や そ の 関 連 施 設 と 住 民 と の 距 離 を 飛 躍 的 に 縮 め る こ と に な り、事 務 の 合 理 化 や 住 民 へ の サ ー ビ ス の 提 供 の 仕 方 が 大 き く 変 わ っ て き ま し た。例 え ば コ ン ビ ニ 収 納 の 要 望 も そ の 1 つ で あ り ま す。交 通 手 段 の 発 達 は、合 併 し た 野 洲 市 で さ え、隅 か ら 隅 ま で 車 で あ れ ば 15 分 で 到 達 し ま す。15 分 も あ れ ば、行 政

区域に出てしまうことにもなります。そのような行政区域で、それぞれが美術館やごみ焼却や福祉事務所などといったフルセットの施設を持つ必要が本当にあるのでしょうか。18年度の予算を見ますと、起債や基金の取り崩しなど、非常に厳しい予算編成になっております。今後すべての施設、建物を本市だけで持つのではなく、湖南4市が広域的に住民のニーズに合わせ対応することも必要ではないかと思われませんが、この点についてもお考えをお聞かせいただきますように。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 田中孝嗣議員の遊休施設の利用とフルセットの見直しにつきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、遊休施設の基本的な取り扱いにつきましては、これは事前に地元、また関係者等と十分に協議を行いまして、有効利用の図れる施設につきましては、行政財産として活用を行っております。また、有効利用の図れない施設につきましては、解体をいたしまして、普通財産として処分を行うことを基本としております。

次に、議員の方から例として挙げていただいております分庁舎旧議場につきましては、現在ご指摘のように空き室になっている状態でございますが、ただいま議員よりもご提案いただいておりますように、今後につきましては、早急に、会議室あるいはまた生涯学習等の研修の場として有効的に活用をしてみたいというふうに考えております。

また、今後の遊休施設の利活用につきましては、その施設の管理面あるいは規模等も勘案しながら、地元及び関係機関等と十分に協議をさせていただきながら、施設の有効な利用を図ってみたいというふうに考えております。

次に、施設や建物を湖南4市の広域的に住民のニーズに合わせて対応してはどうかというご質問でございますが、現在、広域的な施設、建物につきましては、ご承知のとおり斎場、衛生プラントなどがございます。今後、施設や建物の建設にあたりましては、その施設の目的、内容等を十分精査しまして、広域で設置すべき施設につきましては、議員にご指摘いただいておりますように、湖南4市等でも十分協議をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは、再質問というより、いろんな部分で私の思いも述べ

させていただきたいと思います。

平成18年度予算で新たな施設が建設されます。中主給食センター、野洲給食センターが18年度末で新しい給食センターになり、遊休施設となるということであり、三上第1保育園は、17年度末には3つの施設が使命を必要としないということであり、解体なのか、再活用なのかという判断が必要とされるという段階でございます。財政問題を優先すれば財産収入の確保が一番であり、環境の切り口を考えると最初はリユースできないかを考え、それができないときはリサイクルというように、多くの命あるものは再利用をすることが一番地球に優しい処理方法となっております。また、この利用活用は、市の財政的にも効果があり、また、市民参加の自治体づくりにも非常に役に立つものと思っております。

それで、1点お聞きしたいのは、近江富士団地であります。既に旧幼稚園跡地で近江富士自治体連合会に管理委託をされ、自治会内の助成会、ひまわり会がお年寄りのサロンや乳幼児の居場所づくりの場として活用されていると聞いておりますが、どのような形で運用されているのか。その運用するにあたっての改修費なり、また施設維持管理費、また設備費、運営費などはどのようにされているのか、まず、お伺いを申し上げたいと思います。

次に、三上保育園は子育て支援や児童施設として地元と協議を図っていただくようお願いを申し上げたいと思うのと、1年後に閉じられておりますその2カ所の給食センターについても、いろんな活用方法を考えておられると思いますが、NPOの活動拠点として提供をし、NPOに運用してもらおうというようなことも考えられます。例えば、閉鎖になった給食センターには調理場、配送場、事務所、休憩室などいろんなスペースがあり、そのスペースをアトリエやギャラリー、調理場を料理教室として運営することもできますし、NPOの配食サービスの拠点にも考えられます。また、市長が代表質問のときに述べられておりました特産物の加工なり、また遊休施設、中島議員も、昔の農機具が小学校にいろとある、それをどこかに展示できないものかと、そういうものを再三申されております。そういうものもいろんな形の中で再利用ができると私は思っております。

そういう形の中であり、また、中主給食センターは錦織寺駐車場と隣接しており、現在稼働している生ごみの堆肥化の装置などを利用した、リサイクルセンター機能を併設したまちの駅構想なども、錦織寺参拝の観光客を取り込むこともできますので、その辺のこともまた考えていただければありがたいかなという思いをしておりますので、一つよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

次に、広域的な話なのですが、建物、土地について。湖南4市で湖総協という組織があり、前は体育館なりいろんな施設を共同でという話の中で詰めてこられたと思うのですが、最近そういう湖総協の話もあまり聞いておりませんし（発言する者あり）解散したのかどうかはちょっとわからないのですが、その辺の湖総協などを利用し、いろんなすべてのものが本市だけには必要もないと思いますので、広域的にそういう場を利用してというような形の中で考えていただきたい。その辺はどのように思っているかということもちょっとお答えいただいて、再質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 総務部次長が原稿をつくってお答えを申し上げようと思っ  
ているのですが、将来的な構想でございますので、若干私の方から申し上げて、また補足  
させていただきます。

おっしゃるとおり、やはりそうしてできた建物には、いろんな目的がございまして、ま  
た利用方法もあって、歴史があるということでございますから、中主町の議場がああいう  
形になっておったということは、私も気づきましてびっくりしました。田中元町長さん  
はこの建物はいい建物だし、何かまちの古い物を集めて、誰が来てもきちっと歴史がわ  
かるようにしようじゃないかと、中でも歴代の議長さんの写真はここへ飾ろうなど、その  
ことによって歴史がまた浮かび上がってくるのではないかとっていた途端に、その写真が  
どこかへ行ってしまったというようなこともございまして、非常に残念でならないので  
す。また、聞くと、文化財の何かが入ったということで、掃除をしてくれということで掃  
除をしまして。ああいう建物はやっぱり歴史がありますので、きちっと残していかない  
といけない。それを時代的な背景でどういうぐあいに使っていくのかと、これからこれ  
は模索していかないといけないと思います。

いろいろと挙げていただいたのですが、近江富士団地の中にあります元三上幼稚園は、  
あれは普通財産ということに落としまして、ご自由に近江富士の自治会に使っていただ  
いているのですが、内容はお年寄りを対象にしたケア施設ということ。内容は、福祉の  
方でうまくやっておりますので説明をいたさせますが、おっしゃいますように、  
三上の第1保育園は、今現在3度目のお勤めをしている非常に古い建物でございまして、  
あれは耐震補強をかなり入れないといけないのではないかと思うのですが、しかし、あ  
あした場所に残っておりますので、今後有効に使える方法も満たしておりますので、若干  
の修理は入れながらも使っていきたくて、こんな思いをいたしております。

それと、給食センターの2つの建物ですが、主な什器 什器というのはおつゆの什です。ね は新しい給食センターへ持って行って使おうという計画を持っております。大償却されて、古いものについてはそこにとどめようということなのですが。既に住民の団体からあれを使わせてくれという要望も聞いておりますし、給食センターという、いわゆる食品を扱った建物でもございますので、そういう向きで活用ができればなど、こんなふうにも思っていますし、いろいろと使い方はこれから皆さんとお話し合いをしながら進めていかないといけないと思うのですが、教育委員会では一部、文化財、いわゆる埋蔵物を調査して保管している場所が狭いので、そういうものも置いたらどうだろうというようなことを考えているようですが、それも大切なことでございますので、使い道によってはそういうことも使えるのではないかと思いますし、また、今、我々が懸念をしております道の駅の使い方についてもおっしゃっていただきました。これは将来の課題としてたくさんございますし、特に錦織寺さんの裏にあるあそこは、駐車場が端にございますので、道の幅も言われておりますし、いろいろと貴重な土地でございますので、使い方はあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうようなことで、一旦建てたものは貴重な方法で再活用しなければ意味がないと思ひますので、活用していきたくと思ひます。

それと、藤村議員の質問にもあつたのですが、近代美術館の建設をという話があつたのですが、こういうものは、今おっしゃるように、やっぱり広域で4市の中で位置付けをしてそういうことに取り組んでいく方がよろしいでしょう。そういうものは広域でやった方がいいと思ひますし、昨日も出ていましたように、リサイクルの施設についてもそういう方法がいいのではないかと、こんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（荒川泰宏君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 田中議員の再質問の中で、ただいま市長の方から主な内容をご説明されましたとおりでございますが、もう少し補足させていただきますと、ご質問の近江富士団地の中の旧三上幼稚園跡でのご利用、活用でございますが、現在、地元の自治会に無償貸与の形で契約後、1年更新ということで、主に地域での老人、また子どものふれあいサロンの活動の場として有効に活用いただいております。

そしてまた、維持管理の面で運営経費のご質問がございましたが、この面につきましては、例えば施設の電気、水道、維持管理、またちょっとした修繕等々につきましては、そ

の団体の方でお持ちいただいているというふうを考えております。

また、この市からの補助という形で、その団体の中では小地域ふれあいサロン活動というのをなさっております、市といたしましては、社会福祉協議会を通じまして、活動回数1回当たり、平成17年度におきましては5,000円ということで、3回分を上限で補助をさせていただいておりますというふうな状況でございます。いずれにいたしましても、有効に活用いただいておりますのではないかなというふうを考えております。

それから、あと、いろいろと三上保育園の跡、あるいは給食センターの跡をどうするかということで、議員の方からもご提案を幾つかいただいておりますが、これについては市長の方からもご答弁されましたとおりでございますが、いずれにいたしましても、そうした公共施設は市の貴重な財産でございます。利用が可能な施設につきましては、遊休施設とならないよう、今後も地元の方とも十分協議をしながら、その建物の機能や特徴を十分生かせるような有効利用を図ってまいりたいというふうを考えております。

それから、広域での対応のご質問でございますが、現在湖総協という協議の場がございますが、現時点では施設的なものの協議はしておりませんが、今は広域防災のあり方、こうしたものについて協議を中心に進めておるわけでございますが、議員ご指摘のとおり、確かに昨今の自治体、財政事情の厳しい折でございます。やはりより一層の公共施設の効率的な運営が求められておりますので、先ほどもご答弁いたしましたとおり、今後公共施設を整備するにおきましては、その施設の目的、内容、あるいは広域行政の広域的な視点を踏まえまして、十分に検討をしていくべき事柄であると認識をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

給食センターの跡活用の関係でございますけれども、まだ、どうしたことに活用ということは具体的に決まっておりません。市長の方からもご答弁されましたように、今後は地元の方、各関係機関とも十分にご協議させていただく中で、より有効な活用を図ってまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） いろいろとご答弁をいただきまして、錦織寺とかの跡地とかいうのはまだこれからであると思っておりますので、こういう思いを私が持っているというだけ考えていただきたいというぐらいでございます。

ただ、市長がおっしゃったように、議場がまだ従来の議長の写真をという、あれは、皆、

合併するときに家へ持って行って返したのです、本人に。もう要らなくなったということで、本人の方に大事に保管して下さいということで、各議長の家にあると思いますので、その写真は。

それと、その議場、答弁では会議室とかというような話を書いてあったと思うのですが、ただ、分庁舎の中に会議室がないのかなという思いをしていたけど、それとは会議室というのは、あの全体を使つての会議室や子どもの生涯学習とか、いろんな形という解釈をしたらいいのですね。

それと、これからの遊休施設の使い方の1つの例となるということで、もうちょっと近江富士団地の幼稚園の、どういう補助があるのか、どういう形であるのか、ちょっとわかりにくい部分があったのと、それを使うときにはどれぐらいの工事費で改修なりされたのかとかいうことを、できたら知りたいなと思っていたのですが、これはすぐに出なかったら、また後日、いろんな形の中で、どれぐらいの形で改修してできるのかなという思いもあるので、また教えていただければありがたいと思います。

それと、この間、空き部屋利用という形の中で、防災センターの2階の部屋をあるグループの方が貸してほしいという形で、それもさざなみホールの多目的ホールなんか詰まっていたので、空きがなかったのかということで、そしたら私が聞いてあげるわということで、総務課かな、あそこを管理されているのは、そこへ電話させていただいたら、あそこは西河原区しか使えないと言って断られたのですがね。私は議会のとき、この防災センターを建てる時、西河原区だけ使うという話を聞いたこともないし、そういう話やったのですが、その辺、きちっと西河原区と念書でも交わしているのか。その辺もきちっとしてほしい。多くの皆さん方の税金で建てた部分でありますので、皆さん方が公平に使えるような場所でなければおかしいと思うのですがね。その辺も再確認をしておきまして質問を終わりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 近江富士団地の中の旧の幼稚園の工事費の関係でご質問がありましたので、基本的な維持費については地元でやっていただくということですが、基本的な契約の段階での話としましては、いつでも返していただけるというか、暫定利用ということですので、長期にわたってずっと引き続いてという考え方は基本的には持っていませんけれども、今たちまち雨漏りがしておりましたので、その部分の改修をしました。それについては金額の詳細を手元に今持っておりませんが、また後ほどでもお

知らせさせていただきたいと思っておりますけど、修繕をその部分はしております。

13番（田中孝嗣君） 貸すときは何も改修なしに貸したの。そうですか。

政策推進部長（山中重樹君） そうです。はじめはそのままの原形で貸しましたけども、雨漏りがいたしておりましたので、それもじわじわとしてきましたので、そこだけを改修させていただきました。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 田中議員の再々質問にお答えをいたします。

防災センターの会議室等の貸し出しの件でご質問いただいておりますが、旧分庁舎の隣でございます防災センターには研修室や会議室がございますが、防災コミュニティセンターにつきましては、これは行政財産、公用施設でございます。いわゆる貸し館施設ではございませんが、ただ、一応、原則的には貸し館施設であります公民館やふれあいセンターの会議室とか、そうしたところをまず借りていただくということが原則でございますが、ただ、そうしたところが、おっしゃっているようにいっぱいであるとか借りられないとか、そうした場合につきましては、施設の管理をする必要がございますので、例えば土・日や夜間とか、そうしたことの管理上の問題がございますので、一定の制限をさせていただく中で、今までに自治会あるいは団体等にもご利用いただいていたケースもございます。今おっしゃっておられますグループの申し込みがあったというようなことでございますが、その辺はあくまでも防災コミュニティセンター、公用施設ですので、他に会議や研修で利用していた場合については、そうやってお断りさせていただくケースもあります。そうしたことで、何も西河原区の自治会さんだけにということではございませんので。

私の認識しておりますのは、西河原区の地元の団体だけにお貸しするというようなことではないと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えとします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第16号、第23番、河野司君。

23番（河野 司君） 23番、河野でございます。

昨々日から代表質問、また16名ですか、総勢24名の皆様がいりんな形で質問をされました。すべて市民の利益につながる発言だったと思っておりますけれども、また、それに対しまして、理事者の方も誠意ある回答をされたらと、このように思いますけれども、私は今回質問をさせていただく要旨といたしまして、危機管理、我が野洲市は大丈夫かと、このよ

うなことで質問をさせていただきたい。

まず、自治体、この野洲市ですね。これは組織としての危機管理ということでございます。民間企業で言いますと、民間企業の最大の危機は倒産でございます。倒産をすると、その会社自体がなくなりますので、そこに勤めている社員は路頭に迷うことになります。しかし、自治体におきましては、今、制度上倒産という形はとられていない。ですから、合併ということがありまして、まちの名称は変わり、1つのまちは消滅をするということになりますけれども、職員の身分は保障されているということで、そういう違いがございます。

しかしながら、自治体の危機管理といえますのは、やはり議決機関とそして執行機関、この2つで成り立っているわけございまして、市長及び議員は市民の直接選挙で選ばれていると。ということは、住民の信任、信頼が自治体の運営の基本になっております。それが間違えますと、自治体の危機につながると。ということは、住民の批判や信頼の喪失、これがあると、自治体としての危機を招くということだと思えます。その中には、やはり公務員、私たちは特別公務員になりますけれども、すべての職員の不祥事、汚職、官製談合、公金の着服、またセクハラ、そしてまた管理しておる道路、河川、また学校等の施設での事故等々、これらも含まれると思えます。こういった中、これらを未然に防ぐために、行政、また管理職といたしましては日夜どのような対応をされているのか。このようにお聞きしたいと思えます。

そして、市民に一番影響がございます自然災害、また武力攻撃、またテロ、このような危機管理も必要でございます。地震、これは皆さんご承知のように、阪神大震災から以後、新潟、また福岡沖等々、大変な地震が起こりました。また、海外では、インド洋の地震におきましての津波で二十二、三万の死者、行方不明が出たと。本当に恐ろしいそんな状況でございます。また、風水害、これも16年度では、我が国に対してもたしか10を超える台風が上陸したと思えます。大変な被害が出ています。また、大雨による洪水で兵庫県、また四国で大変な被害を受けられた、人命も奪われた、このようなことでございます。また、今年に入っても大雪で100人以上の方が亡くなると。本当に危機管理ということの重要さがこれほど多く言われる時代はございません。

しかしながら、こういう自然災害、またテロ等をなかなか防ぐことはできない。予防とつか、最大限の処置をして、その被害を最小限に食い止めることはできますけれども、完全にそれを防ぐことはできないということでございます。

そこで、我が国、また野洲市におきましても、いろんな法律の中で対応をしているのが現状でございますけれども、その行動計画等々が本当にうまく機能して、市民の安心安全を守っていけるか。これもやはりすべて我々の、また皆さんの危機管理、意識によるものが本当に大きく影響するわけです。事が起こったら、まずそれを防ぐという力と最小限に被害を食い止めるといことで、いろいろ各方面で議論をされておりますね。そういう中で、今、我が野洲市として取り組んでいること。今議会に対しても1つの議案も、国民保護法ですか、これの対応も出ておりますけれども、それらの取り組みですね。現況どのような取り組みをされているのか。また、この18年度においてどのように取り組んでいけるのか。これもお聞きしたいと思います。

今申しましたように、今までは建築物も、そして河川の洪水の問題もございまして、すべて防災という形でとらえてきたわけですが、これからは減災ということでも、少しでも被害を少なくするという方向だと思っております。このような取り組みもございましたらお知らせをいただきたいと、このように思います。

野洲市の危機管理システム、これをやはり早急に構築をしていかなければならないと思うわけでございます。先の組織の危機管理といたしましては、それらを未然に防ぐために、この全職員、四百六十何名の職員に対してどのような対策といたしますか、周知をされているのか、このようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

まず大切なことは、もし危機が生じたとき、自然災害でございまして、極めて迅速な判断と対応が必要となります。その前提といたしまして、判断できる責任者に即座に連絡できることですね。そして、判断に必要な情報を迅速に掌握し整理することが必要となります。その上で、対応にあたってはさまざまな組織体の協力を得なければなりません。場合によっては専門的な知見を必要といたします。いざ事が生じると、担当する関係者も被災したり、被災により連絡手段が限られるといった課題も生じますし、そういうときにどうすべきか。また、市民がどこまで理解をしているか。これらも大きく影響するわけでございまして、今現在、我が野洲市民に対してどのような情報発信をされているのか。危機管理に対する情報発信をされているのか。それをお聞きしたいと思います。

まだまだ子どもの安全安心、これも危機、子どもたちの危機ですね。これもいろんな議員さんの方から質問がございました。また、テロといったようなことも、いつどこであるともわからないという状況の中で、それらの対応もどの辺まで意識を持っておられるのか。この辺も一つお聞きしたい。

いずれにしても、公務員という皆さん、私たちは、事が起きて、一番に逃げることはできないのです。そういう責任がございます。やはり市民を守るのが先、そして避難誘導。ということが本当に大事でございますので、一つその辺も、どの辺まで今意識があるのかということが本当にわからない。意識というのは見えないものですのでね。本当にその辺が市民としては一番気がかりなところ。誰がどう守っていただけるのかということも思い、当然、警察、消防等々の関係者、自衛隊もそうですけど、これは専門ということでもありますけれども、やはり身近にいる市職員の皆様がどのような行動をとれるのか。私は一人ひとりにお聞きしたいのですけど、今、事が起きればどういう対応をされるか、これも聞きたいのですけどもね。その辺も、代表で結構ですので、一つご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 45 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、河野議員の危機管理（我がまちは大丈夫か）というご質問にお答えさせていただきます。

議員がご指摘されますように、市民生活に関わる危機はさまざまございます。自治体運営において不測の事態が生じた場合に、市民生活の保全に努めることを目的に、野洲市危機管理計画を策定しております。この計画は、不測の事態に関し、必要な体制を確立し、危機予防、危機対策、事後措置及びその他必要な危機対策の基本事項を定めることによりまして、総合的、計画的な危機管理対策の整備を図っております。

まず、1 点目の震災と風水害に対する行政と市民の危機管理であります。震災及び風水害に対しては、最大レベルで対応策を講じるものとしております。災害に応じて、野洲市地域防災計画、また防災初動マニュアル（地震災害対策）、野洲市水防計画で対応してまいります。

水防計画では、職員 10 班編成を行い、大雨洪水注意報で第一次配備、そして大雨洪水警報で第二配備、約半数の職員が出動する、そしてまた、緊迫した状態になってきますと、第三配備ということで職員全員が出動するという体制をとっております。こういうときに

は、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置して対応しております。

地震災害対策では、地震初動マニュアルに基づきまして、震度4で警戒態勢、震度5弱・強で災害警戒本部態勢、震度6弱以上で災害対策本部態勢で対応することとなっております。

水防計画、防災初動マニュアルにつきましては、毎年的人事異動後の年度当初に配置なども含め作成をし、部長会等を通じて職員に徹底しておりますので、市職員としては行動できるものと思っております。

また、ご質問のございました武力攻撃、テロにつきましては、平成18年度策定する予定でございます野洲市国民保護計画に基づき対応をしております。

また、ご質問の中にごございました減災面では、最小限にとどめるために、河川改修や防災行政無線の整備などのハード面に加え、自主防災組織の育成などソフト面を強化しております。

そして、2点目のアスベストの危機管理では、昨年8月4日に、先ほど申しました計画の中の野洲市危機管理対策本部を設置いたしまして、公共施設のアスベスト使用に関し調査及び工事を実施したところであります。また、広報等で市民にも公表を行いました。対応と今後の取り組みにつきましては、野洲市アスベスト対策要綱に基づき対応をしております。

そして、3点目の組織としての危機管理であります。職員に対しては常々、地方公務員としての服務規律の確保に努めるよう指導をしております。不祥事は発生しないと考えますが、万が一発生すれば、関係法令に照らし合わせ、厳重に対処をいたします。また、職員等の違法な行為等を通報することで違法な事態を防止し、また、損失を最小限に抑える手段として、今現在全国的にも導入されている公益通報制度、自称内部告発制度導入につきましては、今後調査研究をしたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、やはり職員の危機に対する意識が重要でございます。職員が持つこの意識が、それぞれの先ほど申しましたマニュアルに基づいて行動を行うわけでございますが、意識の強い、弱いによりまして、その行動が、高ければやはり俊敏な行動につながり、議員がご指摘されるように減災につながるものと考えております。

まだまだ不十分なところがありますので、今後研修または訓練等を積み重ねまして、実施、意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 河野司君。

23番（河野 司君） 総務部長が代表していただきまして、野洲市の職員皆様の今の意識、これを代弁していただいたと、このように思いますけれども、えてして基本的なマニュアルどおりのご答弁だったと、このように思います。

やはり過去、内外共に発生したいろんな自然災害、そしてまた我が野洲市におきましても、過去職員におけるいろんな不祥事等もございました。昨今はございませんけれども、やはりいつそういうことになるやもわからない。そういうときは住民、市民からの批判が当然あるということで、その辺からやはり地方自治の、自治体の危機ということが発生いたしますので、十分、その辺はいろんなマニュアルを作成をして対応していただかなければならないと思うわけですが、今の答弁では、その倫理規定といいますか、そういうものを徹底して、皆さんには知っていただいているということでございますけれども、それをやはり未然に防止するための対応ですね。これは、当然その意識が重要な要素になりますけれども、この辺、例えば今現在、その職員の皆様の中で、そのような事象といいますか、その要因ですか、おかしいなと思うようなことがゼロという回答だと思いますけれども、それを見過ごすということもございます。いろんな公金の着服等々の不祥事、これはやはり、当然、そのことが起こってからという、それまで何もわからなかったということもないと思う。やはりその前から兆しがあらわれるというふうに思います。

やはり職員も人間です。いやいや、この過去の例からしゃべらせていただいていますけどね。公金に手を出すということは、知人から借金をして、それがまた高じてサラ金業者等々に手を出すと。そしてどうにもならないと。こうなったらやっぱり生活の乱れが出てくる。そして仕事に熱が入らない。遅刻する、早退する、欠勤すると。また、よからぬ電話がかかるとか、こういう事象がゼロということですね、今のご回答は。そういうことは一切気が付いておられないというのか、ないというのか。その辺心配するわけでございますけれども、やはりその辺も十分に、管理職ということで見ていっておかなければ、不測の事態が本当に起こったら大変なことでございますので、一つその辺もよろしく願いたします。

また、お金の管理ということ、これは一番大事になってきますけれども、その辺のチェック体制は、これは収入役さんですか、監査委員さんでもないと思いますけど、収入役がやっぱりお金の管理は、公印とかその辺はどういうふうな管理体制に今なっているのか、

できましたらご回答いただきたいと思いますけど。年に1回やはりそういうチェックをすることも必要だろうと、このように思いますけれども、それをされておられるのか、おられないのか。その辺は私たちにはなかなかわかりにくい部分でございますので、その辺の管理をどういうふうにされているのかちょっとお聞きしたいと思います。

また、風水害、そして地震、テロ等々の事象に対しましての防災、減災ということで、いろんな法律の中で、また管理体制の中で対応しているということでございますけれども、さまざまな事案が出ておりますね。食に関しましては牛や鳥インフルエンザ、そして、テロ等々に対しましてはテポドンやノドンも頭の上を歩いていくとかね。本当にどこで何が起こるかわからないという、こういう世の中でございますので、その辺はやっぱり行政マンとして公務員として最大限の注意を、また危機意識を持っていただかなければならないと、こういうように思います。

それは、公務員の皆様がいつでも対応できると、そういうことが本当に周知できましたら、市民の皆様もある程度は安心もできると、このようなことでございますので、その辺の取り組み、今総務部長の方から代表して答えていただきましたけれども、職員の皆様が、第一次、第二次、いろんな災害の強度がございましてけれども、そのときは何人が対応するとか今説明いただきましたけれども、それではだめなのですよ。やはり最初から、職員全員がそういう危機意識、対応を持たないと。やはりどこでどういう、本当に不測の事態ですのですね。

ということで、職員全員がいつもそういう対応をできるように、組織ですので、トップ、市長が本部長ですか、隊長という形でそこで指揮をされるという。そこでまた部長の皆さんが会議をして、下へまたいろんな指示を出すということですけど、そこ自体がやはりどうなるかわからないですね。やっぱり市長も出張、仕事がお忙しいので、出かけられることも多い。そういうときにまたどうするのかとかね。そこまで考えておかないと、市長頼みとか部長頼みとか、職員の皆さんがそうになってしまうとまただめですよ、これは。やはり的確な情報を市民に素早く流すということですので、もたもたしては、これは何もならない。

そういう中で、組織と危機管理、申し上げることではないのですけれども、前の給食センターの用地の問題も、もっと早く速やかに市民の皆様にも納得いただける対応をしておればということもございますしね。それも対応が、やっぱり素早く対応するというのが、管理している皆様の責務だと私は思いますので、その辺もやはり十分に考えていただきたい

と思います。

また、市民の皆様には、行政防災無線ですか、これを今設置されているというふうにお聞きしましたけれども、これで本当に十分なのか。市民5万人の皆様それが素早く届くのかどうか、疑問なところもございます。その辺のことももう少し詳しく説明いただければありがたいなと、このように思いますけれども。

また、いろんな面で、生活安全課という役割が本当に重要さを増してきております。生活安全課の仕事、今のシステム、そのスタッフの皆様だけでそれに対応できるのかという、これは職員さん、管理職の皆さん全員がそういう意識を持っていただければ、生活安全課の仕事も楽になるということもございますけれども。

あと、また一朝有事のときは、いろんなマスコミ関係が往々にしてご意見を伺いますか、取材に来ますね。そのとき誰がどう対応するのか。やはりこれは一番大事なことです。あまり変なことを話すと、世間が大騒ぎになったりしますのでね。この辺は責任を持った方、やっぱり市長がすべて対応するのかどうか。その辺も責任を持った対応といたしますか、マスコミ対策ですね。こういうことも大事だと思います。これは誰が基本的に責任を持たれるのか、それもお聞きしておきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 収入役。

収入役（阪口和夫君） 危機管理に関しましての公金の紛失、あるいは着服等でご心配をいただいている点でございますけれども、これに関しましては、私どもは、きちっと日常の管理業務の中で公金管理は当然行っておりますので。それと、取り扱いいたします現金につきましては、日常すぐに指定の金融機関等にお預けいたしまして、十分なる管理に努めております。したがって、先ほどの危機管理につきましては、会計課の中での計画を十分進めておりますので、日常、常日ごろ危機管理に努めているところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 河野議員の再質問にお答えさせていただきます。

河野議員がご指摘されるように、やはり一番ベースになってくるのは、管理者が職員をきちっと管理する。ご心配をされているように、生活の乱れ等々が出てくると、やはり問題があると。そのときはやはり管理者はヒアリングをして、コミュニケーションを図って、

悩みを抱えていないのか。これは議員が指摘される以外の面で、労務管理的な面、また、生産性を向上させるためにもやはりそれは必要かと。そういうようなので、評価、研修等を通じまして管理職には徹底しているところでございます。

そして、今、公金の管理については収入役の方がお答えしましたけど、公印管理は総務課の文書担当が管理しておりまして、時間外はかぎのかかるところにしまいまして、そして使用した場合はチェックをいたしております。記録を残しております。

そしてまた、先ほどもお答えしましたように、やはりこの危機というのはさまざまな危機が起こっております。議員が指摘されるように、去年であれば先ほど言いましたようにアスベストが急遽起こってきて、これは原課だけで対応がとれない。それで、先ほど言いました危機管理の本部を立ち上げて、そこで総合的に取り組んでいくという形で進めました。鳥インフルエンザのときも、危機管理本部を一昨年、設置させていただいております。

しかし、先ほどもお答えしましたように、研修、また訓練等を積み重ねていって、危機に対する職員の意識を、今それぞれ持っているわけですが、今以上に危機意識を強めて、それが1つの行動につながっていくという形、議員が言われるように、職員がきちっとした対応をできる、そして危機に対して瞬時に対応できていくということが、やはり市民の方々の安心感につながっていくということも自覚をしておりますので、今後その辺で努めてまいりたいと思います。

そしてまた、市長不在のときの対応と、そこで遅れたらまた行動が遅れていくと。今現在、対策本部体制、本部長は市長でございます。助役、収入役、教育長が副本部長でございますので、市長が欠けたとき、助役が最高責任者で判断をしていく。また、助役も欠けていると収入役という、1つの手順は決めております。特別職すべてが不在、連絡がとれない場合は、総務部長が対応していくという形になっております。そして、他の班体制でも、部長がいない場合は、それぞれの部で横断的な体制も組んでおりますので、上位者が不在の場合は、やはりその次の者が対応していくという形でございます。

そして、防災行政無線で十分なのかというご指摘もいただいております。全国的に、やはり災害は、極端に言って防災行政無線ですので、地震とかそういうようなときではつながるわけでございますけども、ただ、これだけがオンリーじゃなく、次の手段、とりあえず今年度はこの整備をさせていただきますけども、やはりより安全を求めて、他にどういう手段をとっていくかということも今後検討させていただきたいと思います。

そして、これは反省の上に立ちまして、従来、総務課の消防防災室と市民課の生活安全

室の2つに、防犯、交通が生活安全、そして消防、防災が消防防災という形になったのですけど、やはり危機管理を組織的に、一体的に取り組むということで、来年4月1日から生活安全課と、そして、総務部に、市長が申していますように、職員の中に特別職がないときの決定をしていく危機管理官を置くというような形の組織整備をさせていただいております。しかし、何分職員数も限られておりますので、生活安全課がすべてに対応できるという体制はとれませんので、やはりあくまでも生活安全課は総合調整機能と、それぞれの職員が、議員がおっしゃるように、全職員が動くという形で対応していきたいと思っております。

そしてまた、マスコミの対応は誰がどうするのかというご質問でございますが、マスコミについては広報広聴で、政策推進部の部長が一応責任者になって対応を、過去も行ってありますし、これからも行っていくということになっておりますので。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 河野司君。

23番（河野 司君） 収入役並びに総務部長の答弁をいただきました。一応安心ができるといいですか、99%今の体制は整っているというようなことでございます。ひとまず安堵をしておりますけれども、やはり全職員の皆様にその意識を啓蒙していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これは、千葉県市川市の教育委員会の教育次長の話がございまして、やはり一定の人員を抱える組織におきましては、事故や事件は一定の確率で発生すると考えられます。そこで、問題が発生すること以上に、発生した問題を処理できないことが一番大きな問題だと、このように書かれております。自治体は事故等を起こしたことで、もちろん非難をされますけれども、それ以上に、起こしたことに對してどう対応したかで市民からの非難はさらに増幅されるということでございます。

まず1つ、事実を隠す、そして2番は、虚偽の報告をする、また責任を他に転嫁する、そして首長が自分は知らない、部下がやったことだと言い逃れをする、またトップが雲隠れするなどがその典型でございます。したがって、問題が発生した場合の対応としては、市民から自治体は何をやっているのかという非難が出る前に、迅速な意思決定をして具体的な対応をいち早く打ち出すことであると。そして、市民から求められる前に自治体自らが徹底した情報開示を行い、情報を隠さない、情報を小出ししないことであると、このように結ばれておりますので、一つよろしくこの辺をわきまえていただきたい、このように

思います。

終わります。

議長（荒川泰宏君） 以上で一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 2 4 分 休憩）

（午後 1 時 2 5 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河野司君。

23番（河野 司君） 私の一般質問の中で、不適切な発言があったようでございます。

訂正をいたします。

ありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明 17 日から 3 月 23 日までの 7 日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明 17 日から 3 月 23 日までの 7 日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 3 月 24 日は午前 9 時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後 1 時 26 分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月16日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                梶山幾世

署名議員                内田聡史